

25

まもろう
憲法25条いのちのとりで裁判
全国アクション
NEWS発行:いのちのとりで裁判全国アクション事務局
TEL:06-6363-3310/FAX:06-6363-3320
〒530-0047 大阪府大阪市北区天満3-14-16
西天満パークビル3号館7階あかり法律事務所
弁護士 小久保哲郎いのちのとりで 検索

25号 2023年6月発行

潮目はかわらず、我らに！
千葉地裁・10例目の原告勝訴

千葉地裁でも原告勝訴

5月26日午後3時、千葉地方裁判所は、千葉県内の生活保護利用者12名が千葉市ほか8自治体を被告として提起した裁判で、保護費の減額処分を取消しを命じる原告勝訴判決を言い渡しました。



(勝訴を喜ぶ原告、弁護団ら)

「裁判官の独立」性を示した千葉地方裁判所

これまでに言い渡された21の判決(うち1つは高裁判決)のうち、2021年2月22日の大阪地裁判決、2022年5月25日の熊本地裁判決、同年6月24日の東京地裁判決、同年10月19日の横浜地裁判決、2023年2月10日の宮崎地裁判決、同年3月24日の青森地裁判決、和歌山地裁判決、同年3月29日のさいたま地裁判決、同年4月11日の奈良地裁判決に次ぐ、10例目の勝訴判決となります。

直前の4月14日の大阪高裁で逆転敗訴判決が出たことの影響が危惧されましたが、「裁判官の独立性を示し、その流れを断ち切る判断でした。地裁レベルでは、勝敗数は10勝10敗と再度拮抗し、昨年5月の熊本地裁判決からは9勝2敗と、潮目の変化はなお堅調で、大阪高裁判決の特異性が際立つ

結果となりました。

デフレ調整は違法

本判決は、基準改定が基準部会による審議検討を経ることなく行われた場合には、国の側が、当該改定が合理的におこなわれたことについて十分な説明をすることを要するとしたうえで、「デフレ調整(物価考慮)」で用いられた「生活扶助相当CPI」が生活保護受給世帯の消費構造を適切に反映しているとは認められず、「ゆがみ調整」に含まれている生活扶助基準額の水準の改定との整合性もないとして、厚生労働大臣の判断過程及び手続に瑕疵があると判断しました。



(原告の水野哲也さん(左))

原告は「当然の判決だ」

判決後に開いた記者会見で、原告の水野哲也さんは、「当然の判決だ」と喜んだうえで、「厚労省に(生活保護受給者の)生活実態とニーズを知ってほしい」と訴えました。また、別の原告の女性は、「訴えが認められ嬉しいです。全国でも早く引き下げが取り消されることを願っています」と話しました。

静岡地裁判決でも勝訴！

地裁は 11 勝 10 敗と遂に勝ち越し

やったぞ！静岡地裁でも勝訴

5月30日午後1時10分、静岡地方裁判所は、静岡県内の生活保護利用者6名が浜松市ほか3自治体を被告として提起した裁判で、保護費の減額処分を取消しを命じる原告勝訴判決を言い渡しました。



大阪高裁判決の孤立ぶりがより顕著に

4月14日の大阪高裁で逆転敗訴判決が出たことの影響を一切受けることなく、千葉地裁に続き静岡地裁でも連続して原告勝訴判決が言い渡されたことには極めて大きな意味があります。これで地裁レベルでは、勝敗数は11勝10敗と遂に勝ち越し、昨年5月の熊本地裁判決からは10勝2敗と、潮目の変化は最早揺るぎなく、大阪高裁判決の孤立ぶりがより顕著となりました。

デフレ調整は違法

本判決は、基準部会等による審議検討を経ていない「デフレ調整」について、①物価下落率を反映させたこと、②起点を平成20年としたこと、③生活扶助相当CPIという独自の算出方法を採用したことはいずれについても、被告らの説明が十分とはいえず、厚生労働大臣の判断は、統計等の客観的数値等との

合理的関連性や専門的知見との整合性を欠き違法であると断じました。

原告は「今まで頑張ってきて良かった」

判決後に開いた記者会見で、原告団長の山本定男さんは、「久しぶりに嬉しく思う。今まで頑張ってきて良かった」と声を弾ませる一方、食事の回数を1日2回に減らすなどの厳しい生活が直ちに変わるわけではないことへの、つらい思いもぞかせました。

弁護団長の大橋昭夫弁護士は、「政府の決めたことに対して異を唱えた民衆の裁判だ。各地裁が勝訴判決を出している良い流れの中で勝てた。この裁判が、バッシングではなく、社会が暖かい気持ちを取り戻すきっかけになればと思う」と訴訟にかける思いを語りました。



(判決後の報告集会での原告ら)

次は、10月2日(月)午後1時30分に広島地裁での判決が予定されているほか、津地裁の審理が5月18日に終結し判決日は「追って指定」となっています。また、7月14日には名古屋高裁、同月20日には沖縄地裁、同月24日には鹿児島地裁でも結審が予定されており、さらに判決ラッシュが続きます。引き続き皆さまのご注目とご支援をお願いいたします。

<いのちのとりで裁判全国アクションへ入会・更新をお願いいたします>

HPより入会・更新手続きの上、年度会費をお振り込みください。

年度会費：(個人)1口500円、(団体)1口1000円

(口座)○ゆうちょ銀行 記号番号14070-49720311 口座名義 いのちのとりで裁判全国アクション
○他金融機関からの振り込みの場合 【店名】408(読み ヨンゼロハチ) 【店番】408
【預金種目】普通預金 【口座番号】4972031

HPをご覧になれない方は

①個人or団体の口数、②名前(所属)
③住所④電話⑤FAX⑥メールアドレスを
ご記入の上、いのちのとりで
裁判全国アクション事務局まで
FAX(06-6363-3320)してください。